

大切なお知らせ

令和7年度

しゅうがくえんじょ し

就学援助のお知らせ

毎年申請が
必要ばい！

しゅうがくえんじょ けいざいてきりゅう きゅうしょくひ がくようひん ひ がっこう がくしゅう ひつよう ひよう
就学援助とは、経済的理由によって給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の

しはら こま かた えんじょ せいど じゅきゅう きぼう かた しんせい
支払いにお困りの方を援助する制度です。受給を希望される方は、申請してください。



えんじょ たいしょう せたい 援助の対象になる世帯

久留米市に住んでいる方(※)で、国公立の小・中学校に通学するお子さまの保護者であり、かつ、下記のいずれかに当てはまる世帯であること（私立学校は対象外）。※生活保護を受給中の方は申請できません。

※久留米市外に住んでいる方であっても、お子さまが久留米市立学校に通学する場合は、一部の費目のみ支給します。

- (1) 生活保護が停止または廃止になった（令和6年4月1日以降の廃止）
- (2) 児童扶養手当を全額受給している
- (3) 世帯全員の国民年金保険料が全額免除されている
- (4) 世帯全員の市民税が非課税である
- (5) 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情により、生活状態が急激に悪化した
- (6) (1)から(5)には当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい



えんじょ とう せたい しゅうにゅう めやす 援助を受けることができる世帯の収入の目安

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
収入の目安（年額）	約290万円	約355万円	約436万円	約467万円	約545万円

※7人世帯以降、1人増えるごとに約63万円を加算。
住民票同一世帯全員（単身赴任の方も含む）の収入を合わせた金額で審査します。
ただし、この金額を超えている場合でも、各世帯の状況により
援助の対象となる場合があります。
援助の対象となるかは審査によって判定しますので、まずは申請してください。



うけつけきかん 受付期間

令和7年 2月14日（金）～3月31日（月） 平日 8:30～17:15

学校保健課（市役所本庁舎17階）では、次の日時も受け付けできます。

日にち	毎週木曜日	3/24(月)・3/28(金)・3/31(月)	3/29(土)・3/30(日)
時間	17:15～19:00	17:15～19:00	9:00～12:30

- ※ 学校での受付終了時刻は、各学校により異なります。
- ※ 1月に入学準備金の申請をした方は、申請不要です。
- ※ 受付期間内に、早めの申請をお願いします。申請は4月以降も受け付けはできますが、支給は申請した月からの分になります。



しんせいうけつけばしょ ばしょ しんせい 申請受付場所（どの場所でも申請できます。）

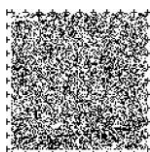
- 教育委員会 学校保健課（市役所本庁舎17階） TEL 0942-30-9273
- 田主丸事務所（田主丸総合支所2階） TEL 0943-74-4000
- 北野事務所（北野生涯学習センター） TEL 0942-78-2308
- 城島事務所（城島総合文化センター） TEL 0942-62-2117
- 三瀬事務所（三瀬生涯学習センター） TEL 0942-64-3020

※ 市民センターでは申請できません。

○久留米市立の小学校・中学校

※小学校・中学校の両方にお子さまが通学している場合は、どちらの学校でも申請できます。

このマークは目の不自由な人
などが使う音声コードです。



うら面へ

費 目	対 象 学 年	年 間 支給総額 (円)	支 払 内 訳 (円)		
			1 学期	2 学期	3 学期
学 用 品 費	小学校 1 年	13,230	4,350	5,550	3,330
	小学校 2～6 年	15,500	6,620	5,550	3,330
	中学校 1 年	25,040	8,320	10,450	6,270
	中学校 2～3 年	27,310	10,590	10,450	6,270
新 入 学 学 用 品 費 (入 学 準 備 金)	小 学 校 1 年	40,600	※ 支給対象は5月までの認定者のみ		
	中 学 校 1 年	47,400			
修 学 旅 行 費	実 施 学 年	小(上限) 21,490	交通費、宿泊費、見学科が対象 (ただし、認定月以降の旅行のみ)		
		中(上限) 57,590			
校 外 活 動 費 (宿泊をとまなうもの)	実 施 学 年	小(上限) 3,620	交通費、見学科が対象 (ただし、認定月以降の活動のみ)		
		中(上限) 6,100			
医 療 費	学校保健安全法施行令第8条で定める疾病に限り、保険診療の3割(実費分)を支給します。 病院に行く前に、学校(養護教諭)から医療券の交付を受け、医療機関へ提出してください。				
	(参考) 学校保健安全法 施行令第8条で定める疾病 ① トラコーマ ② 結膜炎 ③ はくせん(たむし・しらくも・水虫) ④ かいせん ⑤ 膿痂疹(とびひ) ⑥ 中耳炎 ⑦ 慢性副鼻腔炎 ⑧ アデノイド ⑨ 寄生虫病(虫卵保有を含む) ⑩ う歯(虫歯、健康保険が適用になる治療に限る)				
学 校 給 食 費	全 学 年	全 額	各学期末(学校に直接振り込みます)		
食 物 ア レ ル ギ ー 学校生活管理指導費	全 学 年	(上限) 4,630	食物アレルギー学校生活管理指導表の取得時に医療機関へ支払った①文書料もしくは②医療費の自己負担金対象です。 医療機関の領収書を保管しておいてください。		
P T A 会 費	小 学 校	(上限) 3,380	学校での徴収年額(実費額)		
	中 学 校	(上限) 4,190			
生 徒 会 費	中 学 校	(上限) 5,450	学校での徴収年額(実費額)		
ク ラ ブ 活 動 費	中 学 校	6,000	※支給対象は学校の部活動所属者のみ		

※学用品費…学習に必要な文房具類の購入費、オンライン学習に必要な通信費等にご活用ください。

 申請に必要なもの

☐ **申請者(保護者)名義の普通預金通帳**

これから下は、該当する方のみお持ちください

- 同じ世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる場合
 - ☐ **障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)**
- 世帯全員の国民年金保険料が全額免除されている方
 - ☐ **国民年金免除申請承認通知書**・・・20歳以上の世帯全員分
※日本年金機構が発行したハガキをお持ちください。
- 特別な事情(保護者の死亡・離別・失業など)により、生活状態が急激に悪化した方
 - ☐ **離職票など、現在の状況を証明する書類**
- 久留米市外にお住まいの方(お子さまが久留米市立学校に通学する場合のみ)
 - ☐ **世帯全員の方が記載された住民票**
 - ☐ **所得課税証明書**・・・令和6年1月1日にお住まいの市区町村で、
16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。
- 久留米市に令和6年1月2日以降に転入した方
 - ☐ **所得課税証明書**・・・令和6年1月1日にお住まいの市区町村で、
16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。

忘れると受付ができんばい。
必ず確認してね!



就学援助に関するお問い合わせ先

久留米市教育委員会学校保健課(市役所本庁舎17階)

(TEL) 0942-30-9273 (FAX) 0942-30-9719

(ホームページ) <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>

